

様式第17の4の6(第23条の9の3関係)

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 音声伝送交換役務

(単位：円)

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハに掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。

2 データ伝送役務

(単位: 円)

区分		予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
電気通信事業固定資産	機械設備		
	空中線設備		
	通信衛星設備		
	端末設備		
	市内線路設備		
	市外線路設備		
	土木設備		
	海底線設備		
	建物		
	構築物		
	機械及び装置		
	車両及び船舶		
	工具、器具及び備品		
	休止設備		
無形	土地		
	使用権資産		
	建設仮勘定		
形	海底線使用権		
	衛星利用権		

固定資産	施設利用権	
	ソフトウェア	
	のれん	
	特許権	
	借地権	
	使用権資産	
	その他無形固定資産	

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。

- 2 携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
- 3 携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
- 4 「データ伝送交換機能」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第6項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。
- 5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
- 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
- 7 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 8 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのかについて具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。
- 9 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。
- 10 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、資産区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与える基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。
- 11 様式第17の4の9表1（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）、表1の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、利潤の「乖離が生じた理由」が正味固定資産に係る場合であり、一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。